

令和3年度 第2回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和3年5月12日 開会

令和3年5月12日 閉会

みどり市教育委員会

令和3年度第2回みどり市定例教育委員会会議録

令和3年5月12日（水曜日）

議事日程

令和3年5月12日（水曜日）午後3時00分開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第 8号 教育長の専決に関する報告（みどり市共同学校事務室運営要綱）について
- 日程第 5 報告第 9号 教育長の専決に関する報告（みどり市私立幼稚園教育振興費等補助金交付要綱の一部を改正する告示）について
- 日程第 6 報告第10号 教育長の専決に関する報告（みどり市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示）について
- 日程第 7 報告第11号 教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令）について
- 日程第 8 報告第12号 教育長の専決に関する報告（みどり市学力向上対策支援事業実施要綱を廃止する訓令）について
- 日程第 9 報告第13号 教育長の専決に関する報告（岩宿文化研究奨励賞学生部門賞選考会議運営規程の一部を改正する訓令）について
- 日程第10 報告第14号 教育長の専決に関する報告（みどり市文化財課所管施設フリーパスポート交付事業実施要綱の一部を改正する訓令）について
- 日程第11 報告第15号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について
- 日程第12 議案第 3号 教育長の臨時代理に関する承認について（みどり市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則）
- 日程第13 議案第 4号 議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）
- 日程第14 議案第 5号 議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）
- 日程第15 議案第 6号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第3号））
- 日程第16 議案第 7号 みどり市地区公民館長地区公民館主事設置規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第17 議案第 8号 令和3年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について

- 日程第18 議案第 9号 令和3年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱について
日程第19 議案第10号 令和3年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について
日程第20 議案第11号 令和3年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について
日程第21 議案第12号 令和3年度みどり市図書館協議会委員の委嘱について
日程第22 議案第13号 令和3・4年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（5人）

教育長	石井逸雄		
職務代理者	金子祐次郎	委員	山同善子
委員	岩野ひろみ	委員	石戸悦史

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	川俣一広	教育総務課長	正田一仁
学校教育課長	加部豊	社会教育課長	割田隆久
文化財課長	藤生智子	富弘美術館事務長	横倉智恵子

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	長澤伊知郎	総務係主査	鈴木なつみ
----------	-------	-------	-------

◎開会・開議

午後 3 時 4 5 分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和 3 年度第 2 回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第 1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番 2 番の金子祐次郎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第 2 会期の決定

○教育長 日程第 2、会期の決定ですけれども、令和 3 年 5 月 1 2 日、本日 1 日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日 1 日と決定いたします。

◎日程第 3 教育長報告

○教育長 続きまして、日程第 3、教育長報告を議題といたします。私のほうから報告させていただきますと思います。

特に、この中の 2 2、2 3、2 4 日につきましては、課長に代理でいろいろな会議等に出ていただいたのですが、火災が起きて、私も部長も現場のほうで対応しておりました。

火災現場に行くことは、私にしてみれば本当に初めての経験だったのですけれども、ものすごい急な斜面を常備の消防隊の方、地元の消防団員の皆様が本当に灰だらけになって下りてくる。マスクも灰で真っ白になって、下りてくるともうクタクタになっているような状況で、しかも、背中に水を入れたチョッキを着て、山の上に行って水をまいてまた下りてくるという作業をされている方の姿を見て、本当に頭の下がる思いがしました。実感として、火事というのは怖いのだなということを改めて感じたところであります。

ヘリでの消火というのも目の当たりにしましたし、消防隊員の皆さんや警察も含め、本部が常に無線でやりとりをしながら指示を出し、あの広い火災現場での消火作業の統制がとれているのだなということを改めて感じました。そんな部分を見たときに、やはり日ごろの訓練がすごく大事なのだなということを改めて感じたところであります。

みどり市とすれば、このような大きな災害が起きたのは初めてでありますけれども、市長、危機管理監を中心に動いてきて、また課題等も見つかっておりますので、これらを今後役に立てていくことになるのかなと思います。

本当にあってはならないことでありますけれども、私も貴重な体験をさせていただいたなと思って

います。

そのようなところを報告とさせていただいて、ほかの部分については紙面を見ていただけたらと思っております。

私のほうからは以上となりますけれども、紙面の中で皆さんからご質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきたいと思います。きょうは、教育長に委任された事務の管理・執行状況に関する報告はなしでいいのですよね。

○教育総務課長 はい。

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。



◎日程第4 報告第8号 教育長の専決に関する報告（みどり市共同学校事務室運営要綱）について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第8号、教育長の専決に関する報告（みどり市共同学校事務室運営要綱）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 学校事務の共同実施ということで、共同でやることで合理化できる部分があるということ。そして、空いた時間は事務の先生方も、学校で子供たちの指導等の補助や、校務に携わっていただいたりという趣旨から、共同実施はこれまでもやってきています。それが制度化されたものになるので、整理して明文化されたということでございます。

みどり市内の共同事務室が中学校4校に置かれ、拠点校となって、そこにある連携校全体を束ねて事務実施しているという形になっているということです。

○委員 この中に室長という人が出てくるのですが、これは拠点校に必ずいるということでもいいのでしょうか。

○学校教育課長 拠点校には、必ず事務長を配置しております。その方が室長になるということです。拠点校に集まるという形になります。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第8号、教育

長の専決に関する報告（みどり市共同学校事務室運営要綱）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第5 報告第9号 教育長の専決に関する報告（みどり市私立幼稚園教育振興費等補助金交付要綱の一部を改正する告示）について

○教育長 続きまして、日程第5、報告第9号、教育長の専決に関する報告（みどり市私立幼稚園教育振興費等補助金交付要綱の一部を改正する告示）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 これは、幼児教育の無償化、これに伴って補助金がダブるところが出てくるので減額するという理解で今聞いたのですけれども、その減額を10%としたという認識でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長 はい。毎年折衝して行って少しずつという案もあったのですけれども、ここまでの協議を2園として、10%でというところで収まっております。

○委員 これに関連してくるのですが、2ページのところで様式第1号なのですけれども、現行のところには1,000円と入っていて、新たな様式では金額が入っていないになっています。この金額を書かなかったというのは、どういった理由があるのでしょうか。

○学校教育課長 今後、改正をしていくことも考えられるので、様式はこのような形にしました。例えば、今回900円に改定したところを800円にする場合は、前の要綱の部分だけを変更すれば良いということです。後ろのほうは、様式です。

○委員 金額を書き込めばいいのですね。要綱の金額が変わっても、様式のほうは変更なく使えるようにしたという配慮からということですね。

○学校教育課長 はい。

○教育長 現状の補助金の状況等を見ていきますと、市から出す補助金の約10%をカットするぐらいでいけるでしょうという形です。今後、さらにこれが進んでいった場合、もう少し金額を変えていくことが適切だということになってくれば、要綱の内容だけを変えればよくて、様式はそのまま使えるようにしたということで、金額が入っていたところを空欄にしたということと、字句等の修正をしたということですね。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第5、報告第9号、教育長の専

決に関する報告（みどり市私立幼稚園教育振興費等補助金交付要綱の一部を改正する告示）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第6 報告第10号 教育長の専決に関する報告（みどり市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示）について

○教育長 続きまして、日程第6、報告第10号、教育長の専決に関する報告（みどり市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 体育協会がスポーツ協会になったということで、名称の部分全部入れ替えるということと、報告する期日が2か月を1か月にするということが、様式についてはそれらが全て反映された形になったということですね。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第6、報告第10号、教育長の専決に関する報告（みどり市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第7 報告第11号 教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令）について

○教育長 続きまして、日程第7、報告第11号、教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第7、報告第11号、教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第8 報告第12号 教育長の専決に関する報告（みどり市学力向上対策支援事業実施要綱を廃止する訓令）について

○教育長 続きまして、日程第8、報告第12号、教育長の専決に関する報告（みどり市学力向上対策支援事業実施要綱を廃止する訓令）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 この要綱は、いつまで機能していたのでしょうか。

○学校教育課長 要綱を見させていただくと、任用期間ですとか、いろいろなところが現状と違っておりまして、この要綱に従ってはいない状況でやっていたということです。申しわけありません。

○教育長 見直していく中で、実態とは違う形を定める要綱が訓令として残っていたので、現状にそぐわないので使っていないし、現状として任用している関係の部分については他の要綱等できちんと規定されているので、廃止しても問題ないということですね。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第8、報告第12号、教育長の専決に関する報告（みどり市学力向上対策支援事業実施要綱を廃止する訓令）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第9 報告第13号 教育長の専決に関する報告（岩宿文化研究奨励賞学生部門賞選考会議運営規程の一部を改正する訓令）について

○教育長 続きまして、日程第9、報告第13号、教育長の専決に関する報告（岩宿文化研究奨励賞学生部門賞選考会議運営規程の一部を改正する訓令）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

〔文化財課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 現行と改正後の案が同じように感じるのですが。

○文化財課長 はい。改正後の第5条本文に変更はございません。附則の追加をしております。時限的に定めるものですので、本文を変えずに附則のところに入れさせていただいているということになります。

○委員 わかりました。そうすると、令和4年度になるとこれを元に戻す可能性もありますよね。そういう場合には、またこの附則のところを元に戻すのでしょうか。

○文化財課長 この附則につきましては、本年度のみとうたっておりますので、こちらは改正する必要はありません。過去の定めということです。

○委員 そういう扱いをしていくということですね。わかりました。

○教育長 このような形で、附則として特例を設けていって、その単年度のみ適用するといった手続きで今回行うということですね。ですから、これがまた令和6年度あたりに出てくるとすれば、同じような特例を設けていく可能性があるというわけです。そして、本文のほうはそのまま生かしていくということですね。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第9、報告第13号、教育長の専決に関する報告（岩宿文化研究奨励賞学生部門賞選考会議運営規程の一部を改正する訓令）については、以上で終了いたします。



◎日程第10 報告第14号 教育長の専決に関する報告（みどり市文化財課所管施設フリーパスポート交付事業実施要綱の一部を改正する訓令）について

○教育長 続きまして、日程第10、報告第14号、教育長の専決に関する報告（みどり市文化財課所管施設フリーパスポート交付事業実施要綱の一部を改正する訓令）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

〔文化財課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 まず、2条の条文を少し修正し、「陶器と良寛書の館」を削除して3館を2館にした。それらが様式に反映されているということですね。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第10、報告第14号、教育長の専決に関する報告（みどり市文化財課所管施設フリーパスポート交付事業実施要綱の一部を改正する訓令）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第11 報告第15号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

○教育長 続きまして、日程第11、報告第15号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第11、報告第15号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第12 議案第3号 教育長の臨時代理に関する承認について（みどり市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則）

○教育長 続きまして、日程第12、議案第3号、教育長の臨時代理に関する承認について（みどり市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 新たに技師という職を設けたということなのですが、これまでに、技師に該当する職はなかったということなのでしょうか。

○教育総務課長 はい。教育委員会事務局としては、技師という採用はこれまではありませんでした。

市長部局の職員の規則もあり、そちらには技師という項目が載っていますが、教育委員会事務局の

ほうには載っていなかったものです。

○委員 他部署との交流は結構あるので、技師という職に就いた方が教育委員会にも異動してくるといふ例はあったのではないかなと思うのですが。

○教育総務課長 今までは、ありませんでした。

○教育長 今までは、技師という資格を持った人が教育部に来たということはなかったですね。

○委員 教育部から他の部署に出て行って、技師になったという方もいらっしゃるのですか。それは、あってもおかしくはなかったのでしょうか。

○教育部長 技師としての採用はなかったです。

○教育長 仕事の内容としては、それに近い仕事をしている人がいたわけですね。

○委員 いわゆるエンジニアという職種ですね。

○教育部長 建築指導課には、いるかもしれません。

○教育総務課長 建築指導課には、免許は持っているのですが、実際の採用は技師という職ではなく、一般職ということです。

○教育部長 県から派遣されている技監は、技師ですね。専門職の採用はあまりなく、基本は一般職の採用が多いです。

○委員 市の中に、いわゆる専門職の採用がなかったというわけですね。一般職でとっているから主事、今回は専門職だから技師ということですね。

○教育長 みどり市が始まって以来、教育部には技師という職名を持った人の配置はなかったわけですね。

○教育部長 おそらく、ほかの市町村も同じ状況だったのか、内部で設計をしなければならないので一級建築士を持っている人を雇うといった場合に、こういう技師といった方の採用はふえてきているのだと思います。ただ、みどり市は、これまでなかったですね。

○委員 今後は、こういった形がふえてくるということですかね。市としても、専門職に携わる人の採用が出てくるのだとすれば、最初から技師として専門に配属されるわけですね。

○教育長 この方については、採用そのものが一般職ではなく、技師ということですね。建築指導課としても必要だけでも、すでに配置してあって、教育総務課ではかなりそれに近い業務をする部分もあるので、そういった意味で配置していただいた、ということですかね。

○委員 技師として採用されると、技師以外の異動はないのですか。一般職にはなれないのですか。

○教育長 仕事としては、技師とは言っても通常の事務処理等は行います。

○教育部長 そういった専門的なことを扱う部署が、今のみどり市にはないのですが、専門部署ができればその長までにはなるのかなと思います。

ただ、そこまで終わりということも決まっていないうし、技師であっても部長になったり、その部分は限らないのだろうなと思います。

基本的には、専門的な業務をしていただくために専門職を配置するということです。

○教育長 形は違いますけれども、教育部には学芸員という職を担っている人が美術館や博物館には必要不可欠です。その職を持っている人を任用するからには、その先をどういった形にしていくのかを考えなければいけない。そういう課題を教育部も抱えながらも、そういう人を任用していかないと仕事が回らないというところもありますね。

今回は、技師という職が必要になって任用して配置されたので、それに基づく規則を改正したということです。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第12、議案第3号、教育長の臨時代理に関する承認について（みどり市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則）、本案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

◇

◎日程第13 議案第4号 議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）

○教育長 続きまして、日程第13、議案第4号、議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

[議案書 朗読]

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

[教育総務課長 内容説明]

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第13、議案第4号、議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第14 議案第5号 議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）

○教育長 続きまして、日程第14、議案第5号、議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 このように見ていくと、新設校は建物を建てるだけではなく、いろいろな備品が必要になってくるのだなということが改めて実感としてわかると思います。これは、議会の議決を経る関係でここに出てきていますけれども、(3)、(4)、(5)についても、細かなものを購入させていただいて準備に充てるということでございます。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第14、議案第5号、議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第15 議案第6号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第3号））

○教育長 続きまして、日程第15、議案第6号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第3号））を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第15、議案第6号、議会の議案を経るべき議案の原案について（令和3年度教育費一般会計補正予算（補正第3号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第16 議案第7号 みどり市地区公民館長地区公民館主事設置規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 続きまして、日程第16、議案第7号、みどり市地区公民館長地区公民館主事設置規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案朗読をお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 地区公民館というのは、今何か所あるのでしょうか。

○社会教育課長 地区公民館長や地区公民館主事を置いているのは、笠懸地域の行政区にあります集会所、10か所です。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第16、議案第7号、みどり市地区公民館長地区公民館主事設置規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第17 議案第8号 令和3年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第17、議案第8号、令和3年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 評議員さんは、小学校と中学校を兼任されていても問題ないのでしょうか。

○学校教育課長 はい。問題ありません。

○教育長 一人減になったのは、どの学校でしたか。

○学校教育課長 大間々中学校です。

○教育長 特に、補充はしないということですか。

○学校教育課長 今回は、ありません。

〔少し間あり〕

○教育長 評議員の皆さんについては、校長の求めにおいて、いろいろ意見を言うわけですが、校長はそれらの意見を参考にして学校運営を行う立ち位置にあります。

このあとに出てくる学校運営協議会委員と少し違ってるところがありますけれども、その辺りは次のところでの説明となります。

評議員さんについては、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第17、議案第8号、令和3年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第18 議案第9号 令和3年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第18、議案第9号、令和3年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。皆さんのお手元にファイルに入った「学校運営協議会規則」が

あると思いますけれども、そこを見ていただくと、設置、目的等々が書いてございます。

学校運営協議会委員を置く学校については、コミュニティスクールという呼び方ができ、みどり市では初めてあずま小中一貫教育校をそう呼んでおります。

では、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

[少し間あり]

○教育長 人数の規定は、ございますか。

○学校教育課長 10名以内です。

○教育長 校長の運営方針を承認するとか、校長の学校運営に対して意見具申ができるとかが出てきますので、地域の皆さんと校長が協働して学校をつくっていく、地域に開かれた学校づくりをするということで、先ほどの評議員とこの学校運営協議会の立ち位置の大きな違いがあります。

今後、あずま小中一貫教育校以外にも、この学校運営協議会委員を設置してコミュニティスクールとしていくところについても、みどり市教育委員会としてしっかり検討した上で、少し広げていく方向で考えていく必要が求められているのが現状です。その辺りもご承知おきいただければと思います。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第18、議案第9号、令和3年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第19 議案第10号 令和3年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第19、議案第10号、令和3年度みどり市青少年センター補導員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

[議案書 朗読]

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

[社会教育課長 内容説明]

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

[少し間あり]

○教育長 よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○教育長 ご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第19、議案第10号、令和3年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第20 議案第11号 令和3年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第20、議案第11号、令和3年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案朗読をお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第20、議案第11号、令和3年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第21 議案第12号 令和3年度みどり市図書館協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第21、議案第12号、令和3年度みどり市図書館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案朗読をお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第21、議案第12号、令和3年度みどり市図書館協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第22 議案第13号 令和3・4年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第22、議案第13号、令和3・4年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案朗読をお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、富弘美術館事務長より内容説明をお願いいたします。

〔富弘美術館事務長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 富弘美術館の管理運営委員会とすると、今回は結構大きな異動となっております。校長先生については当然変わっていくので、8番の高橋校長先生については三ツ屋校長先生から変わったものです。9番、10番の方については、これまで長くやっておられた重鎮のお二人の方がお辞めになるということで、美術館とすると、一人は東町在住している女性の方を補充したいという考えが強くあったこと、もう一人については、いろいろ情報発信していただけるような方が欲しいということで、今回選任された形になっています。

特に、このお二人には、快くお受けいただけたということで報告を受けております。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第22、議案第13号、令和3・4年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時25分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 金 子 祐 次 郎